

特集：おらほの農地集積】

「村ぐるみ手法の導入」～集落営農組織のモデル地区を目指して～

のびる
野蒜地区

1.地区の概要

事業名： 県営ほ場整備事業(担い手育成型)	担い手農家戸数： 5戸2法人5組織
関係市町村： 桃生郡鳴瀬町	担い手経営面積
関係土地改良区： 鳴瀬町土地改良区	(実施前)： 44.3ha
工期： H8～H14	(H14実績)： 117.3ha
受益面積： 171.5ha	農地集積増加率 (H14)： 147.5%
総事業費： 2,760百万円	農地集積率 (H14)： 68.4%



2.「低コスト型」から「担い手型」へ

野蒜地区は鳴瀬町の南部に位置し、石巻湾河口近くの一級河川吉田川と背後を丘陵地に囲まれた低位湿地地帯である。地区内における基幹産業は農業であり、ほ場整備事業の導入による汎用化水田の造成により、今後の更なる発展が期待されている。

基盤の整備については平成5年度から「低コスト型」に取り組み、平成7年度に「担い手育成型」へ転換、1区画50aの大区画ほ場が形成され、平成14年度に工事が完了している。

また、ソフト事業の面においては、各集落の総括を目的に平成10年4月換地及び評価委員で構成する推進協議会が設立され、続く平成11年度には集落内の調整を目的に、農家組合長・担い手農家等からなる地区アグリセンターを設置し土地利用調整事業の推進にあたってきた。このような基盤の整備と支援体制を背景に、5戸の個別農家と2法人、5組織を地域の核となる担い手と位置付け積極的な集積活動に取り組んでいる。



【集落における土地利用調整活動】

3.「村ぐるみ手法」の導入

野蒜地区の特色ある取り組みとしては「村ぐるみ手法(1)」があげられる。これは一時利用地指定による耕作の形態を換地後においても採用し、農業公社の協力を得て再配分を行う手法である。この手法では、農業公社が一時的に農地を預かることで、出し手は安心して貸し出すことが出来るうえ、集落における転作配分を地権者に対して公平に配分することが出来る。また連担団地の形成も効率的に行うことが可能であり、将来の集落営農組織のモデル的存在になろうとしている。

この手法の実施により、集落内の大規模経営農家を中心とした農作業受委託組合が形成されているほか、ほ場整備事業を契機としたほ場の大区画化も追い風となり、大幅な作業効率の向上が図られている。平成12年度からは大豆の集団転作に取り組み、栽培面積・収穫量・品質とも年々向上しており、安定した生産品目として位置付けられている。

4.「地産地消」とさらなるステップアップを目指して

野蒜地区における、大豆の集団転作はブロックローテーションにより実施されており、徐々に定着しつつある。ここで生産された大豆はJAを通じて販売しているほか、町内において納豆や豆腐などの加工品として販売されている。また、最近では学校給食に採用されるなど、需要は拡大しつつある。今後は、生産技術を向上させ生産量の安定と品質の向上を図る一方で、市場の動向を見定め、需要に応じた大豆以外の品目を選定し、販路と供給作物の拡大を目指すこととしている。



さらに町では、このような取り組みを踏まえたうえで、組織営農のさらなるステップアップと「水田農業ビジョン」実現のためにも組織の法人化を目指しているところであり、地域からの信頼を得た法人による営農体制の確立が望まれている。

5.大塚アグリセンター所長 鈴木 博氏のコメント

鳴瀬町内の一集落である大塚地区の農業経営者は、専業・兼業を含め40名程度おり集落全体の水田面積は約40haの小さな集落です。このうちほ場整備事業に係る地権者は26名、水田面積は約25haで地形的にも沢田となっております。

仮換地時には一時利用ということもあり、集落農家全戸で構成するアグリセンターなる組織で次年度の集落内の水田利用を協議し、地権者全員の同意を得て集落内全員の転作配分面積を一団地に集約している。ここでは大豆の集団転作をブロックローテーションとして実施しており、現在でも定着しているところです。

本換地にあたって、これまで同様の一時利用による集積手法を検討していたところ、(社)宮城県農業公社が行っている「村ぐるみ手法」なる方法があることを知り、アグリセンターで協議を重ねた結果、地権者全員の合意により導入することとなりました。数日間に渡り勤務時間外である夜間に、説明会を開催して頂いた(社)宮城県農業公社の皆様には、この場をお借りして感謝申し上げます。

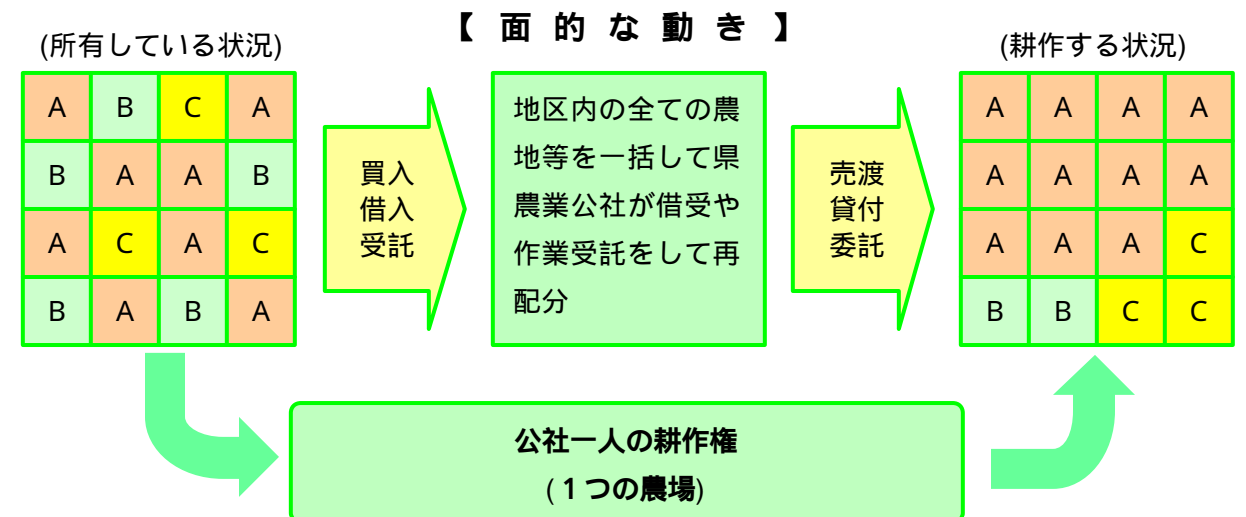
さて、一時利用時のような再配分効果を生かした「村ぐるみ手法」ですが、毎年転作場所が変わることから、毎年再配分の貼り付け作業を行わなければならないこととなりますが、弾力的な作付けが行えることもあり、地権者の印象も良く効率的な集積が図られています。

現在地区の経営形態は、転作を集落ぐるみの受託組織で行い、水稲経営については個々が経営しているところですが、今後は、これまでアグリセンターを中心に取り組んできた「集団転作・集落(村)ぐるみ」の取り組みをキーワードとして、集落営農に向けた検討を重ねていかなければならないと考えています。



【集落の中心となり活躍する大塚生産組合】

(1)「村ぐるみ手法」...県農業公社が行う農地保有合理化総合推進事業の一つの手法であり、集落単位相当の農用地等を同時に一括借り入れ又は農作業の受託を受け、当該地区内の土地利用計画に沿って再配分を行う手法。



- 問い合わせ先 -
〒981-0303 桃生郡鳴瀬町小野字新宮前5
鳴瀬町 産業課
TEL:0225-87-3111 FAX:0225-87-3830